

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年9月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2400091 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2400034 号

第1 結論

請求者のA社における令和3年3月20日から同年10月25日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和3年3月から同年9月までの標準報酬月額については8万8,000円から59万円とする。

令和3年3月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年3月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和3年3月20日から同年10月25日まで

請求期間について、厚生年金保険の記録では、A社における当該期間の標準報酬月額が8万8,000円と記録されているが、給与は年俸制で毎月58万円支払われていた。給与明細書はもらっていないが、源泉徴収票を提出するので、調査の上、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

日本年金機構が保管するA社の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（報酬月額：60万3,010円）（以下「資格取得届」という。）及びオンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は当初59万円と決定されていたところ、事業主により、当該期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正届）（以下「訂正届」という。）が令和3年8月19日に提出され、これに基づき、当該期間の標準報酬月額は8万8,000円に訂正されている。

しかしながら、日本年金機構が保管する請求者のA社における資格取得届に添付されていた請求者に係る賃金台帳（写）（以下「賃金台帳」という。）及び請求者から提出されたA社発行の令和3年分給与所得の源泉徴収票（写）（以下「源泉徴収票」という。）によると、請求者は

請求期間において、59 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、日本年金機構は、資格取得届及び賃金台帳から請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額及び令和3年9月の定時決定の標準報酬月額については、59万円が妥当である旨回答している。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された源泉徴収票より認められる厚生年金保険料控除額及び上記日本年金機構の回答から、59万円とすることが必要である。

なお、令和3年3月から同年9月までの期間について、当初、事業主は、請求者の資格取得時に係る報酬月額を60万3,010円と届出していたところ、同年8月19日に訂正届及び同年11月2日に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において、事業主は、請求者の令和3年3月から同年9月までの報酬月額を8万7,000円とする届出を行ったことが確認できることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2400092 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2400035 号

第1 結論

請求者のA社における令和3年3月20日から同年10月25日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和3年3月から同年9月までの標準報酬月額については、8万8,000円から59万円とする。

令和3年3月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年3月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和3年3月20日から同年10月25日まで

請求期間について、厚生年金保険の記録では、A社における当該期間の標準報酬月額が8万8,000円と記録されているが、給与は年俸制で毎月58万円支払われていた。給与明細書はもらっていないが、源泉徴収票を提出するので、調査の上、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

日本年金機構が保管するA社の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（報酬月額：60万410円）（以下「資格取得届」という。）及びオンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は当初59万円と決定されていたところ、事業主により、当該期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正届）（以下「訂正届」という。）が令和3年8月19日に提出され、これに基づき、当該期間の標準報酬月額は8万8,000円に訂正されている。

しかしながら、日本年金機構が保管する請求者のA社における資格取得届に添付されていた請求者に係る賃金台帳（写）（以下「賃金台帳」という。）及び請求者から提出されたA社発行の令和3年分給与所得の源泉徴収票（写）（以下「源泉徴収票」という。）によると、請求者は

請求期間において、59 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、日本年金機構は、資格取得届及び賃金台帳から請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額及び令和3年9月の定時決定の標準報酬月額については、59万円が妥当である旨回答している。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された源泉徴収票より認められる厚生年金保険料控除額及び上記日本年金機構の回答から、59万円とすることが必要である。

なお、令和3年3月から同年9月までの期間について、当初、事業主は、請求者の資格取得時に係る報酬月額を60万410円と届出していたところ、同年8月19日に訂正届及び同年11月2日に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において、事業主は、請求者の令和3年3月から同年9月までの報酬月額を8万7,000円とする届出を行ったことが確認できることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2400074 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (国) 第 2400012 号

第1 結論

昭和 60 年 4 月から平成元年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成元年 3 月まで

私の国民年金について、昭和 60 年 4 月頃に、長兄が A 町役場の窓口で国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料については、長兄が請求期間当時に、毎月、金融機関の窓口で、父の口座の預金を使って納付していたと思う。

請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 60 年 4 月頃に、長兄が A 町役場の窓口で国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料については、長兄が請求期間当時に、毎月、金融機関の窓口で、父の口座の預金を使って納付していたと思う旨主張している。

しかしながら、これらを行ったとする長兄は、A 町役場の窓口で国民年金の加入手続きを行い、金融機関の窓口で国民年金保険料を納付したと主張する以外に加入手続き時期及び年金手帳の交付等について具体的に記憶していない旨陳述している上、請求者は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、請求期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付の状況が不明である。

また、請求者の国民年金の加入手続き時期は、請求者の国民年金手帳記号番号(*)の前後の番号が付与された被保険者の資格取得日等から、平成元年 5 月頃と推認され、請求者の主張する加入手続き時期と一致しない。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料については、長兄が請求期間当時に、毎月納付していたと思う旨主張しているが、前述の推認される加入手続き時期まで請求者は国民年金に未加入であり、制度上、当該期間当時に、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、請求期間の国民年金保険料については、前述の推認される加入手続き時期において、

当該期間の一部期間の保険料を遡って納付することは可能であるものの、長兄は、当該期間の保険料を遡ってまとめて納付した覚えはない旨陳述している。

また、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に前述の国民年金手帳記号番号のほかに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、日本年金機構が保管するA町の請求者に係る国民年金被保険者名簿において、請求期間の国民年金保険料は未納であることが確認できる。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2400069号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2400037号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(平成16年11月16日に、B社に名称変更)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正並びに請求者のC社(平成18年11月10日の会社成立時は、D社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のE社(現在は、F社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成14年2月1日から平成15年2月1日まで
② 平成18年7月1日から同年10月1日まで
③ 平成18年10月1日から平成19年4月1日まで

請求期間①について、私は、平成14年2月頃にA社に入社し、当該期間においても派遣先企業で勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、同社に係る資格取得年月日が平成15年2月1日となっており、当該期間が被保険者期間となっていない。

請求期間②について、私は、B社又はC社に在籍し、当該期間において派遣先企業で勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、当該期間が被保険者期間となっていない。

請求期間③について、私は、平成18年10月にはE社に入社し、当該期間においても同社で勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、同社に係る資格取得年月日が平成19年4月1日となっており、当該期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、請求期間①から③までを厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社の元事業主から提出された賃金台帳(写)及び雇用保険の加入記録により、入社日の特定はできないものの、請求者は、当該期間において同社に勤務していた

ことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成15年2月1日であり、請求期間①には適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の元事業主は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除していないと回答している上、上記賃金台帳（写）においても当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、請求期間①において請求者が居住していたG市及びH市I区の回答により、請求者は、当該期間のうち平成14年3月1日から平成15年2月1日までの期間においては国民健康保険に加入していることが確認できる。

2 請求期間②について、請求者は、B社又はC社に在籍し、派遣先企業で勤務していた旨主張している。

しかしながら、B社について、年金事務所から提出された請求者の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（平成18年7月4日受付）（写）によると、資格喪失年月日欄には「平成18年7月1日」、備考欄には「平成18年6月30日退職」とそれぞれ記載されていることが確認できる上、雇用保険の加入記録によると、請求者の離職日は平成18年6月30日となっており、オンライン記録における請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合していることが確認できる。

また、上記1の賃金台帳（写）によると、B社による請求者に対する給与の支払は、「平成18年7月度給与（平成18年6月1日から同年6月30日までの勤務に係る給与）」までとなっており、請求期間②に係る給与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認することができないところ、同社の元取締役は、上記1の賃金台帳（写）において請求期間②に係る給与の支払が確認できないということは、請求者は当該期間において同社に勤務していないということになるとする旨陳述している上、同社の元事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していないと回答している。

一方、C社について、J公共職業安定所は、請求者の同社に係る雇用保険の被保険者記録はない旨回答している。

また、オンライン記録によると、C社の商号変更前のD社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成18年12月5日であり、請求期間②には適用事業所ではないことが確認できる上、商業登記簿謄本によると、同社の会社成立年月日は平成18年11月10日であり、当該期間は同社の会社成立前であることが確認できる。

さらに、D社の元事業主は、同社の事業は、個人事業主又は別法人として行っていた事業を引き継いだものではなく、法人成立に伴い新たに立ち上げた事業である旨回答している上、C社の元事業主は、自身が同社の商号変更前のD社に所属し、同社の業務に携わったのは平成18年11月からである旨回答している。なお、C社の元事業主の回答等により、請求者は、請求期間②当時、請求者が主張する事業所とは別の事業所に在籍していたことがうかがえる上、当該事業所は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

加えて、D社の元事業主及びC社の元事業主は、ともに、当時の資料はない旨回答及び陳述している。

また、請求期間②において請求者が居住していたH市I区は、請求者は平成18年7月1日に社会保険離脱により国民健康保険の被保険者資格を取得し、平成19年4月2日に社会保険加入により同資格を喪失していると回答していることから、請求者は当該期間においては国民健康保険に加入していることが確認できる。

- 3 請求期間③について、請求者は、平成18年10月にはE社に入社し、当該期間においても同社に勤務していた旨主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、請求者のE社に係る資格取得年月日は平成19年4月1日となっており、オンライン記録における請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致していることが確認できる。

また、F社から提出された賃金台帳（写）によると、請求者の入社年月日は平成19年4月1日と記載されており、請求期間③に係る給与の支払及び厚生年金保険料の控除は確認できない上、同社の経理部担当者は、当該賃金台帳以外に請求者に係る資料は保管していない旨陳述していることから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、前述の経理部担当者は、i) 請求者のE社の社員としての在籍は、賃金台帳に記載されているとおり平成19年4月1日から平成22年8月31日までであり、請求期間③当時の同社においては、社員は入社と同時に厚生年金保険に加入させていたこと、ii) 請求期間③当時のE社では、請求者のように現場の仕事に従事する者の中には業務委託契約で働いている者もいたため、請求者が請求期間③において業務委託契約で働いていた可能性はあるが、当時の契約書は残っていないため詳細を確認することはできない旨回答及び陳述している。

加えて、請求期間③及びその前後の期間においてE社で厚生年金保険の被保険者であった複数の元従業員に照会したものの、請求者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除があったことをうかがわせる事情は得られない。

また、請求期間③において請求者が居住していたH市I区は、請求者は平成18年7月1日に社会保険離脱により国民健康保険の被保険者資格を取得し、平成19年4月2日に社会保険加入により同資格を喪失していると回答していることから、請求者は当該期間においては国民健康保険に加入していることが確認できる。

- 4 このほか、請求者の請求期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2400071 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2400038 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(平成16年11月16日に、B社に名称変更)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社(平成21年5月12日に、D社に名称変更)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成14年4月1日から平成15年2月1日まで
② 平成19年3月1日から平成20年4月1日まで

私は、請求期間①にA社に、請求期間②にC社に、それぞれ勤務していたが、請求期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録がない。

いずれも給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社の元事業主から提出された賃金台帳(写)及び雇用保険の加入記録により、入社日の特定はできないものの、請求者は、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成15年2月1日であり、請求期間①には適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の元事業主は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除していないと回答している上、上記賃金台帳(写)においても当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、請求者は、A社から健康保険被保険者証をもらったと主張しているが、請求期間①において請求者が居住していたE市F区の回答によると、請求者は、当該期間において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

2 請求期間②について、雇用保険の加入記録及びD社(変更前の名称は、C社)の元事業主の

陳述により、請求者は、当該期間においてC社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、C社の元事業主及び同社から名称変更後のD社の元事業主は、いずれも賃金台帳等の厚生年金保険料の控除について確認できる資料はない旨回答及び陳述している。

また、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成18年12月5日であり、請求期間②には適用事業所であるが、請求者の同社における被保険者整理番号の前後10名の雇用保険の加入記録を調査したところ、請求者と同様に厚生年金保険の被保険者資格取得日が雇用保険の取得日より数か月遅れている者が複数名確認できる。

さらに、請求期間②にC社の被保険者期間のある同僚に照会し、複数の者から回答があったが、請求者が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる具体的な回答を得ることができない。

- 3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2400080号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2400036号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年12月27日から昭和57年1月1日まで
② 平成4年2月29日から同年3月1日まで

請求期間①について、知人の紹介でA社へ正社員として入社し、昭和56年12月31日まで勤務したが、厚生年金保険の記録では、当該期間が被保険者期間となっていない。給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、昭和57年1月1日を厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、B社へ派遣登録スタッフとして入社し、派遣先のD社E支店で平成4年2月29日まで勤務したが、厚生年金保険の記録では、当該期間が被保険者期間となっていない。給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、平成4年3月1日を厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は、A社に昭和56年12月31日まで勤務したと主張している。
しかしながら、雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における離職年月日は昭和56年12月26日となっており、オンライン記録により確認できる請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。
また、A社の元事業主は、請求者の在籍期間及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料は残っていない旨回答していることから、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。
さらに、複数の同僚に照会したものの、請求者がA社において、請求期間①に勤務していた

ことをうかがわせる回答が得られず、請求者も給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者は、B社の派遣登録スタッフとして、派遣先のD社E支店で平成4年2月29日まで勤務したと主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、請求者のB社における離職年月日は平成4年2月28日となっており、オンライン記録により確認できる請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

また、C社は、平成23年1月1日付でF社（B社を含む。）を合併し、事業統合を行ったが、その時点で在籍していない者の人事情報等は引き継いでいないため、請求者の在籍期間及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料は残っていない旨回答していることから、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、複数の同僚に照会したものの、請求者がB社において、請求期間②に勤務していたことをうかがわせる回答が得られず、請求者も給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。